



江田島市

社協だより

第16号

2013年(平成25年)3月1日発行
発行/社会福祉法人
江田島市社会福祉協議会
〒737-2302
広島県江田島市能美町鹿川12060番地
(能美福祉センター内)
TEL (0823)40-2501 FAX (0823)40-2502
メールアドレス info@etajima-syakyo.org
ホームページ http://etajima-syakyo.org/

江田島市で安心生活創造事業(厚生労働省モデル事業)を推進中

「安心生活創造事業」とは?

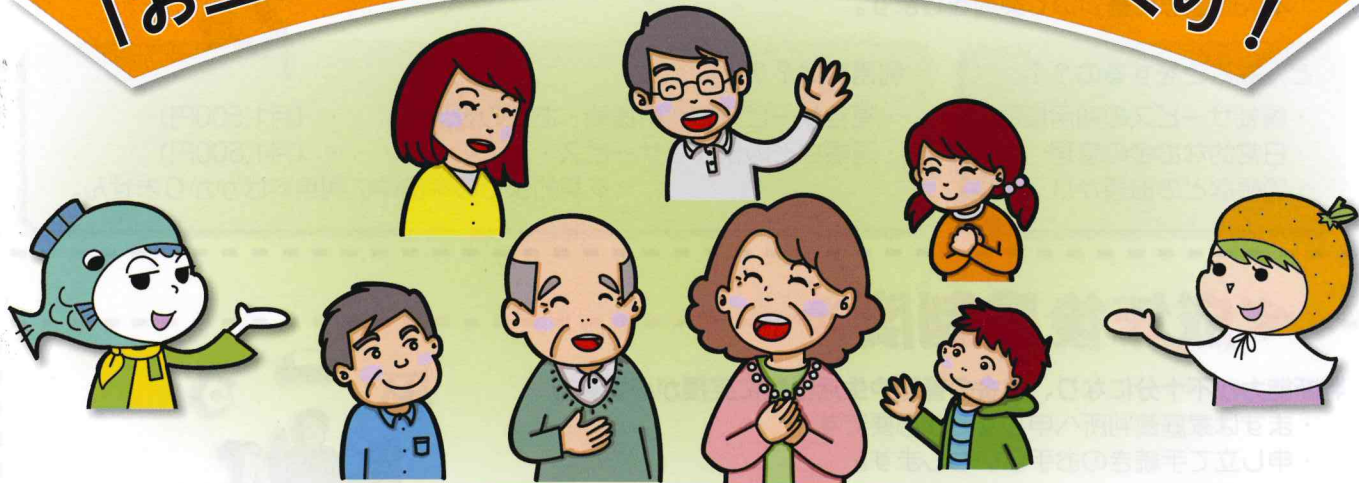
「安心生活創造事業」は、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業で、「3つの原則」に基づいた取り組みを推進し「孤立死、虐待などを発生させない地域づくり」を目指しています。

「3つの原則」

- ◆原則1：地域において基盤支援(見守り、買い物等)を必要としている方々を把握すること。
- ◆原則2：地域内で基盤支援を必要とされる方々が、もれなくカバーされる体制をつくること。
- ◆原則3：「原則1」と「原則2」を支える、安定的な自主財源確保に取り組むこと。

始めましょう!

「お互いを気にかけて合う」仕組みづくり!

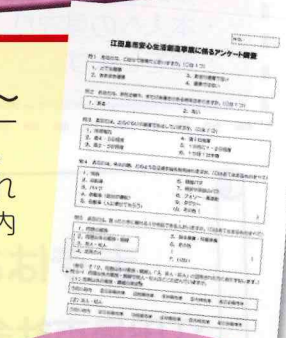


誰もが「安心」して暮らせるまちを目指して

～現在「江田島市安心生活創造事業に係るアンケート調査」を集計中～

江田島市では、今年度から2年間の事業指定を受け安心生活創造事業に取り組んでいます。初年度である今年は「原則1：地域において基盤支援(見守り・買い物等)を必要とされている方々を把握すること」に基づき、民生児童委員の皆様にご協力いただき、江田島市内の高齢者世帯や障がい者世帯等を対象としたアンケート調査を行いました。

次年度以降は、このアンケート結果を基に地域に出向き、地域の皆さんと協働しながら「誰もが安心して暮らすことのできるような、支えあいの仕組みづくり」を推進していきたいと考えておりますので、今後ともご協力よろしくお願いいたします。



アンケート調査にご協力ありがとうございました!

社協だよりは、皆様からの社協会費や寄付金によってつくられています。ご協力ありがとうございます。



賛助会員は特に本会の社会福祉事業に賛同して協力していただける個人・企業・団体をお願いしております。会員の皆様からいただいた会費は市内の地域福祉活動に役立てています。

賛助会員募集のお願い

何口でも結構です。
一口：1,000円
ご連絡いただければ職員がお伺いいたします。又、振込用紙もごさいいます。
問い合わせ先：江田島市社会福祉協議会総務課
☎0823-4012501

- 香典返し
- 大原 重長 美智江
 - 鹿川 平垣内 功
 - 大原 三奈戸 眞次郎
 - 中町 中本 秀雄
 - 大原 飯原 憲
- 一般寄付
- 御幸学区まちづくり推進委員会
- 飛渡瀬 内河内 照夫
 - 高田 島 浩一
 - (シマミュージック)
 - 鹿川 匿名希望
 - 大君 匿名希望

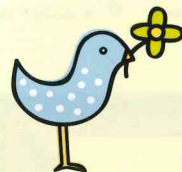
まごころ

社協福祉活動へのご寄付ありがとうございました。お寄せいただいたご寄付は、福祉まちづくり推進のため、有効に活用させていただきます。

※本会への寄付金については、所得税法による寄付金控除の措置があります。なお、勝手ながら敬称は省略させていただきます。

(平成24年7月1日～平成25年1月31日受付分)

- 自立支援センターあおぞら
- ご寄付ありがとうございました。
- 鹿川 匿名希望
 - 鹿川 匿名希望
 - 中町 米原 茂樹
 - 高田 大谷 ウタ子
 - たんぼぼ学級



3月心配ごと相談所ご案内

《開設時間 午後1時～3時30分》

- 相談員の皆さんが、日常生活の悩みごとや心配ごとの相談に応じて解決に努めます。
- 問題によっては関係機関の紹介もします。
- 相談所は市内のどこでもご自由にご利用できます。

3月7日(木)	3月14日(木)	3月21日(木)	3月28日(木)
江田島市 農村環境改善センター	大柿公民館	三高会館	江田島公民館



こんにちは「自立支援センターあおぞら」です!



◆自立支援センターあおぞらでは・・・

「自立支援センターあおぞら」は、障害者自立支援法に基づく「就労継続支援事業（B型）」の指定事業所です。障がい等を理由に一般の就職が難しい方々に、社会活動に必要な知識と能力の向上に向けた訓練を行っています。

◆こんなことをしています・・・

障がいを持つ方々に生産活動を行っていただき、必要経費を差し引いた売上金を工賃として支給しています。仕事の内容として、盆灯ろうの制作と販売、カキ貝殻通し、アルミ缶回収、清掃作業、小物作り等の生産活動から収入を得ています。最近では、一般企業に出向いて業務委託契約を結んで作業を行っています。作業能力の向上はもちろんのこと、働くためのマナーやモラルの習得も大きな目標です。



◆本年4月より「生活介護」事業もスタートします!

就労訓練が必要な方ばかりではなく、「介助」や「見守り」が必要な障がいを持つ方もいらっしゃいます。本年4月から生産活動のメニューだけではなく、見守りや介助に重点を置いた支援サービスを開始します。看護師他の職員を増員して、地域のニーズに対応して参ります。



【お問合せ先】 自立支援センターあおぞら

〒737-2213 江田島市大柿町大原字浜之内700番地
TEL 0823 (40) 3501 FAX 0823 (57) 5155 E-mail: sienaozora@galaxy.ocn.ne.jp

3月の「障害者生活支援センター」行事予定

①「社会生活力を高める講座」 調理実習 ～和食でダイエット～パート2

- ◆日時：平成25年3月13日（水）10：30～14：00
- ◆場所：能美保健センター 2階調理室
- ◆対象者：江田島市在住で障がいのある方 ◆参加費 500円
- ◆持参するもの：米1合、エプロン、三角巾、ハンドタオル
- ◆申込先：江田島市障害者生活支援センター (57-2215)



②「ピア・トーク!」 (ピア・カウンセラー養成講座)

- ◆内容：講演会&意見交換会 「私がピア・カウンセラーをやってみて」
- 講師：ピア・カウンセラー 田原 芳子 氏
- ◆日時：平成25年3月23日（土）10：00～13：00 ◆場所：大柿老人福祉センター
- ◆対象者：身体障がいのある方、そのご家族
- ◆参加費 100円（茶菓子代として）※お弁当を頼まれる場合は500円になります。
- ◆申込先：江田島市障害者生活支援センター (57-2215) ※3月19日締切

【ピア・カウンセラーとは?】

「ピア」とは、仲間という意味を持っています。同じ立場でつながりあい、話をすることでその人の想いを引き出すのが「ピア・カウンセラー」です。

「権利擁護センターえたじま」のご紹介

◆身近にこんな悩みをお持ちの方はいませんか??

認知症や知的障がいなどで判断能力が低下して・・・

- ・通帳や印鑑を無くしそうで不安・・・
- ・訪問販売や悪徳商法に騙されそう・・・
- ・福祉サービスを使いたいけど、どうしたらいいかわからない・・・
- ・役所の手続きなどがわからない・・・
- ・施設入所などの契約が一人では行えない。



◆「権利擁護センターえたじま」では、このようなお悩みを以下のように支援しています。

福祉サービス利用援助事業

「かけはし」

判断能力が低下して、お金の管理や福祉サービスの利用に不安がある方

- ・障害者手帳や認知症の判断は行いません。
- ・本人の意思に基づいて契約をします。

どんなことをするの??

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常なお金の管理
- ・通帳などのお預かり

利用料は??

- ・福祉サービスの利用援助・お金の管理・・・（月1,500円）
 - ・通帳などの預かりサービス・・・（月1,500円）
- ※契約までの準備中に利用料はかかりません。

「成年後見制度」

判断能力が不十分になり、お金の管理や生活全般に支援が必要な方

- ・まずは家庭裁判所へ申し立てが必要です。
- ・申し立て手続きのお手伝いもします。

どんなことをするの??

- ・本人のために契約や支払い
- ・本人への見守り、財産の管理をします。

利用料は??

- ・申し立てをするときに費用がかかります。
- ・支援を始めた後、家庭裁判所が決めた金額が本人の財産から後見人等に支払われます。

まずはお気軽にご相談ください。電話番号 40-2501

江田島市社会福祉協議会 権利擁護センターえたじま 担当：澤田、酒井